

設計、調査、測量業務の『前払金』に係る取扱いについて

令和7年4月1日

由利本荘市 総務部契約検査課

1 前払金の制度の趣旨

由利本荘市が発注する公共工事に係る設計、調査、測量業務について、受注者の資金調達の円滑化を通じて適正な履行が確保されるよう前払金制度を導入する。

2 前払金の対象となる業務

当初契約金額200万円以上の公共工事に係る設計、調査、測量業務を対象とする。

(公共事業の前払金保証事業に関する法律第2条)に規定する「**公共工事**」又は**測量**)

3 前払金の対象となる経費

当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 前払金の額

請負代金額の10分の3以内の額とする。

(ただし、継続費又は債務負担行為による複数年契約で、各年度の年度割金額(支払限度額)が設定されている場合は、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。)

5 中間前払金

地方自治法施行規則附則第3条に基づき、対象外とする。

6 前払金の支払の請求

契約者は、前払金に係る請求を受けたときは、保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を添付して契約担当者に提出するものとする。

契約担当者は、当該請求があった日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

※令和7年4月1日以後に入札公告(指名競争入札にあっては指名通知)を行う業務の契約から適用する。